

STOP 特定健診を受けて 生活習慣病の重症化を防ぎましょう!

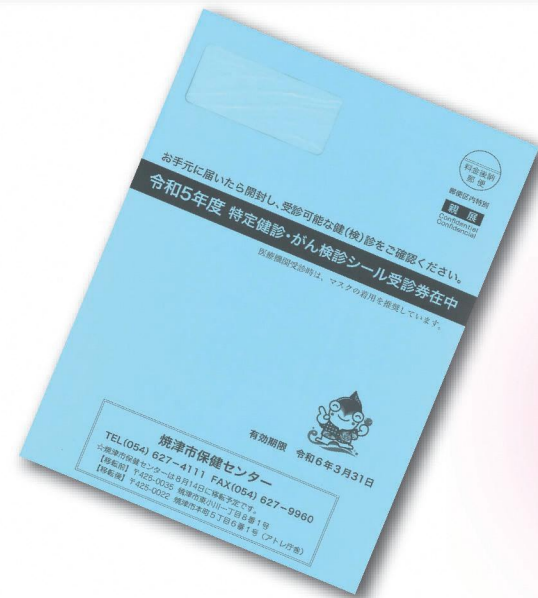
特定健診

特定健診とは

メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病の発症・重症化を防ぐための健診です。

あなたは受けていますか?

焼津市では
7,180 人が
受けています!
受診率は35.4% (令和3年度)
(県内24位/35市町中)



焼津市国保にご加入の
40歳から74歳の方に
こちらの青い封筒で
5月下旬に発送しました。
早速、受診しましょう!



どうして毎年受けないといけないの?
何の症状もなくて元気だよ。

自覚症状がないのが**生活習慣病**!!
心臓病や脳卒中に「ある日突然」はないんです。
特定健診を毎年受けることで進行に気が付くことができます。



受診後のサポートも充実!

- 特定健診の結果で気になる項目がある方は、保健センターの健康相談室をご利用ください。
- 特定健診の結果、生活習慣病の心配があると思われる方に訪問させていただきます。

問合せ先 保健センター(健康づくり課) 電話 627-4111

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

- マイナンバーカードの保険証利用登録をした人は、**カードリーダー**が設置されている**医療機関**等で健康保険証として利用できます。
- カードリーダーが設置されていない医療機関等で受診する場合は、これまでどおり保険証を使用してください。

※マイナンバーカードが使用できる医療機関等については、厚生労働省ホームページ又はかかりつけの医療機関等にご確認ください。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについての問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル 平日 9時30分～20時00分
0120-95-0178 土日祝 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

国保だより

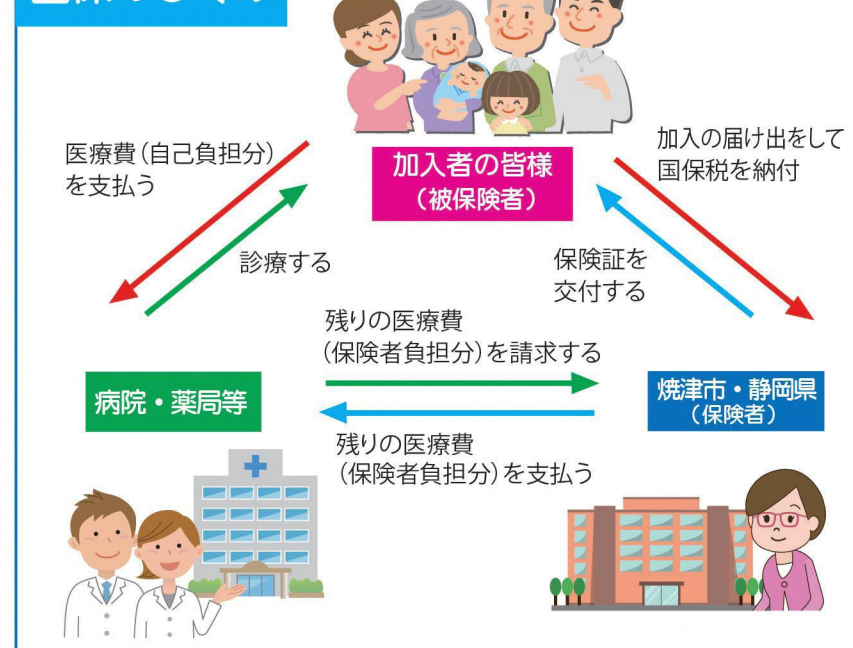
発行:焼津市国保年金課
令和5年7月5日
E-mail:nenkin@city.yaizu.lg.jp

国保のしくみ

国保とは、正式には国民健康保険といえます。誰もが安心して医療を受けられるように、職業や年齢に応じて、すべての人が医療保険に入ることになっています(国民皆保険制度)。

国保はその医療保険のひとつで、皆様が住む焼津市と静岡県が共同で運営しています。病気やけがに備えて、加入者の皆様が国民健康保険税(国保税)を出し合って、医療費を補助する制度です。

国保のしくみ



① 医療費の自己負担分

医療機関等の窓口で支払う医療費(自己負担分)の割合は、年齢などに応じて異なります。

義務教育就学前



義務教育就学以上
70歳未満



70歳以上75歳未満



② 国保に加入する人

職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している人、後期高齢者医療制度の対象の人、生活保護を受けている人以外は、国保に加入しなければなりません。

③ 国保税の納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保加入者でない場合でも、世帯員に国保加入者がいれば世帯主に課税されます。

国保加入・脱退の届け出を忘れずに

就職や退職などで健康保険が変わった人は、国保の加入や脱退の届け出が必要です。国保の加入や脱退の手続きは勤務先などではできませんので、忘れずに市役所本庁舎2階の国保年金課、又は大井川庁舎1階の大井川市民サービスセンターに届け出をしましょう。
※マイナンバーカードの保険証利用登録をした人も、国保の加入や脱退の届け出が必要です。
※18歳以下の子どもの加入・脱退がある人は子ども医療費受給者証、印鑑もお持ちください。

加入するとき

対象	持ち物
<ul style="list-style-type: none"> 退職して勤務先などの健康保険を脱退した人 国保以外の健康保険の被扶養者から外れた人 	<ul style="list-style-type: none"> これまで加入していた健康保険の脱退証明書 年手帳、又は基礎年金番号通知書(20歳~59歳の人) マイナンバーがわかるもの 窓口などで届け出をする人の身分証明書(運転免許証・マイナンバーカード等)

脱退するとき

対象	持ち物
<ul style="list-style-type: none"> 就職して勤務先の健康保険に加入した人 国保以外の健康保険の被扶養者になった人 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先などで新たに交付された健康保険証または加入証明書 国民健康保険証 マイナンバーがわかるもの 窓口などで届け出をする人の身分証明書(運転免許証・マイナンバーカード等)

届け出が遅れ、国保の資格がなくなった後に国民健康保険証を使って医療機関(薬局を含む。)を受診した場合は、**国保で負担した医療費の全額を返していただくことがあります。**(なお、国保へ返還した医療費は、受診した日に加入していた健康保険へ請求することができます。)保険証が焼津市の国保から変わった場合は、受診した医療機関に必ず連絡してください。

●問合せ先・・・国保年金課 保険担当 市役所本庁舎2階 電話626-1113

国保税の税率及び軽減制度について

令和5年度国民健康保険税納税通知書を発送します

令和5年度国民健康保険税（国保税）の納税通知書を7月中に発送します。
世帯に国保加入者がいるときは、納税義務者である世帯主に通知を送付しますので、内容をご確認ください。

令和5年度の国保税の税率

国保税は、基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分それぞれの①～④を合計したものが1年間の課税額となります。

	内 容		基礎課税分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
① 所得割額	国保被保険者の令和4年中の所得に応じて計算	税 率	5.71%	1.80%	1.52%
② 資産割額	国保被保険者の令和5年度の固定資産税に応じて計算	税 率	15.00%		3.75%
③ 均等割額	国保被保険者数に応じて計算（未就学児は半額）	1人当たり	28,100円	7,500円	8,800円
④ 平等割額	世帯単位で計算	1世帯当たり	18,000円	6,500円	6,000円
限度額（①～④を合計したときの上限度）			650,000円	200,000円	170,000円

※段階的に資産割を引き下げ、所得割を引き上げるため、令和5年度課税分から税率が変わります。詳しくは、焼津市ホームページをご覧ください。

※令和4年度課税分から、未就学児に係る均等割額の10分の5（低所得者に対する減額が適用されている場合は、減額適用後の均等割額の10分の5）を減額しています。

令和4年中所得の申告と低所得者世帯に対する減額

世帯主、国保被保険者及び旧国保被保険者の令和4年中の所得金額の合計額が一定金額以下である場合、国保税のうち均等割額と平等割額が減額されます。減額を受けるための申請は不要ですが、**世帯主及び国保被保険者の確定申告等の所得申告が必要です。**

※令和4年中の所得金額がなかった場合は、所得0の申告をしてください。

※「旧国保被保険者」とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した被保険者であり、かつ、移行したときの国民健康保険の世帯主と現在も引き続き同一世帯に属する人です。

会社の倒産、解雇等の理由で失業して、国保に加入された人に対する軽減

要申請

次の要件に該当している被保険者（非自発的失業者）は、国保税の軽減が受けられます。
要件に該当する人は、「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知」を持参のうえ、申請してください。

《対象要件》 ※すべてに該当すること。

- ① 離職日現在で65歳未満であること。
- ② 「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知」（いずれもハローワークで発行）の離職理由欄が、右表の番号であること。

離 職 理 由
11. 12. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34

《軽減制度の内容》

対象者の前年の給与所得を、100分の30として国保税を算定します。

軽減期間は、離職日の翌日の属する月から翌年度末までです。

●問合せ先・・・国保年金課 保険担当 市役所本庁舎2階 電話626-1113

国保税を含む市税の納税相談

市役所開庁日時以外の納税相談日（毎月「広報やいづ」に掲載しています。）

- 相 談 日：①毎週木曜日（開庁日に限る）の午後8時まで
②毎月第4日曜日の午前9時から午後4時まで
※日曜日は英語・ポルトガル語・タガログ語・ピサヤ語の通訳者がいます（12:00～13:00は通訳者が不在です。）
- 場 所：市役所本庁舎3階納税促進課
平日は仕事で市役所にお越しになれない方は、ぜひご利用ください。
- 問 合 せ 先：納税促進課 電話 626-1140

新しい保険証の発送について

国民健康保険に加入している人の保険証（有効期限：令和5年8月1日～令和6年7月31日）を7月中に送付します。

マイナンバーカードの保険証利用登録をした人についても送付します。医療機関が保険証を確認する場合がありますので、受診の際は保険証も持参してください。

70歳以上の人は、前年の所得に応じ、医療費の負担割合（2割又は3割）が保険証の右側に記載されています。

《有効期限内に70歳になる人は保険証が切り替わります》

70歳の誕生日の翌月（1日生まれの人はその月）から、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に切り替わりますので、保険証の有効期限は誕生月の月末（1日生まれの人は前月末）までとなっています。兼高齢受給者証は、切り替わる前月に送付します。

《75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に移行します》

令和6年7月31日までに75歳になる人は、保険証の有効期限が75歳の誕生日の前日までとなっています。後期高齢者医療保険の保険証は、誕生月の前月に送付します。

●問合せ先・・・国保年金課 保険担当 市役所本庁舎2階 電話626-1113

医療費のお知らせの発送について

国保加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認いただき、国民健康保険事業の健全な運営を図るために、医療費のお知らせを発送しています。

今年度は下記の予定で発送します。

受診月	医療費のお知らせの発送月
令和5年 1月・2月・3月	令和 5年 7月
令和5年 4月・5月	令和 5年 8月
令和5年 6月・7月	令和 5年 10月
令和5年 8月・9月	令和 5年 12月
令和5年 10月・11月	令和 6年 2月
令和5年 12月	令和 6年 3月



◎医療費のお知らせは、国民健康保険の加入者一人ひとりに発送します。

◎医療費のお知らせは、確定申告等で医療費控除を申告するときに添付して、明細の記載を簡略化することができます。医療費のお知らせの再発行はできませんので、必要な方は大事に保管してください。

●問合せ先・・・国保年金課 給付担当 市役所本庁舎2階 電話626-1112

国民健康保険限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

令和4年8月以降に「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をした人で引き続き認定証が必要な人は更新手続きが必要です。有効期限が令和5年7月31日で満了となりますので、令和5年8月1日以降に更新手続きを行ってください。（8月中に更新のお手続きをされた方は8月1日からの認定証が交付されます）

○ご注意

- ・所得の申告をしていない場合、必ず所得の申告をしたうえで更新手続きを行ってください。
- ・入院など医療費が高額になる予定がない人は、必要になった時に手続きを行ってください。
- ・交付条件…国民健康保険税の滞納がない人
- ・持ち物…対象者の保険証原本、届出人の身元確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）、世帯主と対象者のマイナンバーがわかるもの

●問合せ先・・・国保年金課 給付担当 市役所本庁舎2階 電話626-1112